

Title	イギリス中世都市研究について：起源その他
Sub Title	On the municipal history of mediaeval England : a bibliographical note
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.28, No.3/4 (1956. 3) ,p.142(420)- 149(427)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560300-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス中世都市研究について

起原その他

森岡敬一郎

イギリス中世都市の研究が著しい進歩を遂げたのは、十九世紀の末年から二十世紀初頭にわたる時代であつて、この時期に多くの學者が輩出し、種々の難問題が解決せられた。しかしこの以前とても、全く都市研究が行われたことがなかつたのではない。例へば一七一六年に公刊せられた Thomas Madox; Firma Burgi の如きは、今日に於いても尙權威を有する名著とされてゐるが、大體に於いて研究が主として法學者や地方の好事家の手によつて行はれてゐたために、見るべきものはなかつたと言ぐる。

(一)

この分野に於いても最初に學的な業績を發表したのは Stubbs であった。⁽¹⁾ 彼は von Maurer の影響の下に立つゲルマンストとして、單純なローマ都市連續説を徹底的に批判し、イギリス中世都市がゲルマン民族の招來したものであることを主張した。即ち彼によれば、イギリス中世都市を現はす名稱たる borough (Anglo-Saxon 語 burh) が、本來 “a more strictly organised township” を意味するに過ぎなかつたこと、これを介して、ゲルマン民族のマルク共同體に連るものであつた。しかし彼の立場は極めて柔軟であつた。大陸のローマ都市の場合に見られる如く、都市が民族の侵入により人口を減じ或はその市域を狭めて行き、固有の都市制度を失つた後も、都市の殘骸が、後のゲルマン人の聚落の基礎として役立つ所の多かつたかも知れないという可能性は大いに認めてゐる。しかしこの間には明らかに斷絶があるとしてゐるのである。

彼によれば、中世の大聚落は、"自然的に商業に最も良く適した所"に發生したのであつた。この場合それがローマ都市の跡であらうと否とは問題ではないのである。

國王や有力者は、このよろな聚落に保護を加く、市場を設け、これによつて收入の増加を圖り、又修道院も、宗教的・經濟的理由から、都市聚落の中心となつて行つたとしてゐる。彼は、アングロ・サクソン語版 Bede に於いては、urbana loca が mysterstowe などいふるんじとをその證據として擧げてゐるのである。

一般に西歐に於けると同じく、イギリスに於いても要塞（或は避難所）が都市聚落の中核となつたことを彼は主張してゐる。即ち彼によれば、第八世紀までは、burh は、都市聚落ではなく、王や大領主の所有する武裝を備へた家屋であつた。イギリスに於いては都市聚落は初めの内は武裝されてゐたが、チーン人の侵入の頃には無武装となり、この爲に容易くチーン人に占領されて了一つ

た。しかしアルフレッド大王（八七一—九〇〇）の頃から都市の武裝化が始り、續いて次のエドワード（九〇〇—九二一四）の治下にむかのよろな武裝化された都市の構築が推定された。そしてハーリー burh が都市聚落を意味するに至つたと想ひのやう。

(註一) Constitutional History of England. i. 53 ff., 88 ff., 99 ff., 455.

(1)

次いで注目すべき學者は、F. W. Maitland である。

彼の都市研究は、History of English Law, Domesday Book and Beyond. を中心に述べられてゐるが、彼と共にその門下であつ、Domesday Boroughs (一九〇四年) の著者である Adolphus Ballard を取上げるんじが出来る。この一派の都市研究の内容を紹介する前に一轍して置くべく、頃度この Maitland の頃から、イギリス中世都市研究が著しく活氣を呈し又諸

方面に亘り Horace Round, Mary Bateson, Charles Gross 等によつて幾多の業績が公にされたゝるのである。

そして又、この時期には、ヨーロッパ大陸に於いても、中世都市研究が著しく活發に行はれたことは周知の如くであり、イギリスの學者はこの大陸の影響或は刺戟を受ける所が大きかつたのである。

Maitland-Ballard は、イギリス中世都市の農業的性格の強調、Townshipとの連續性の指摘の點では、Stubbs に従い、更に軍事的性質については、Stubbs の考へ方を更に進めて所謂 “Garrison Theory”なるものを樹立したのであつた。

彼は Borough が County 内に於いて特殊の地位を占め、イギリスの大部分を通じて County と同一の名稱を帶びてゐるゝと、又計畫的に County の中心に位置してゐること、又、その聚落が時には大きな農業聚落より小規模とを指摘し、ゝのよな聚落が特殊の制度

に發達したのは、にその軍事的性格に原因するものとしたのであつた。

彼のこの説は、Domesday Book の研究に基いてゐる。彼は Domesday に記載された都市内の保有關係が一様でないことに注目した。即ち Oxford に於いては、一部の土地のみならず、一部の都市住民も、王、或は聖職諸侯、ノルマン人貴族に保有されてゐるというのである。更にこの状態はノルマン人征服以前の状態を示すもので、唯アングロ・サクソン人の thegns の保有が、ノルマン人貴族の手に移つたに過ぎないとしてゐる。今一層詳細に検討を加へると、これらの家屋（人）保有者は同一 County 内のマナー領主である。このことは實に Borough が軍事據點であつたことを證する根據であると彼は考へるのである。と言ふのは、デーン人擊退後、Borough は防禦據點と考へられ、この防禦の實施は、全 County の關心事とされ、有力なマナーリー領主は

ルの據點内に家屋を設け更に人をも送り、その責任を擔つたのであり、Borough が特殊の裁判區劃をなすのは、ルの戦士相互間の紛争を解決するためであつたと云ふ。

ルの假説は多くの示唆を含むのみで駄々なるが、全面的に承認を受けなかつた。又、Maitland 自身も批判に答へて、自分の説は都市全部についての解決ではない、又、ルの説明の可能性の極めて多いと思はれる事例について、問題の全面をおさむのではなく、唯その一面を衝いたに過ぎないことを血證してゐる。即ち、

(註¹) Charles Gross の Gild Merchant. 2vols (1890) は、都市形成史上に於いて、Gild の果した役割を過大に評價して来た従前の通説に対し、徹底的批判を加げ、ルの問題に關して最終的結論となつた。

(註²) F. W. Maitland; "The Origin of the Borough", E. H. R. 1896.
" Domesday and Beyond, 1897.

" Township and Borough, 1898.
Pollock and Maitland; History of English Law
A. Ballard; The Domesday Boroughs, 1904.

(iii)

しかし Maitland-Ballard 説に對して回むられた批判とは、いかにもものであつたのか。
第一に、Talbot (タブル) を保有するマナーが必ず同一 County にはならない、又、保有する家屋 (住民) とマナーの大抵が必ず比例しないらしいである。又 London, Lincoln, Canterbury の如き非常に古い聚落の場合には、ルの説明は効力を持たない。⁽¹⁾ しかし疑點に答く、Domesday Book に記載される保有關係の錯雜性から難點の解決に踏み出したのが Mary Bateson である。

彼女は、都市内の家屋、土地の賣買移動が一般に考へられるよりなるかに容易であつたると注目し、マナーに所屬するも離れてゐる家屋は、マナー領主を不在保有

者とする家屋に過ぎなかつたのである。彼等は自由を得又、マナー内の產物を有利に賣捌くために Borough 内に家屋を購入したのであることを推論した。

このようにして次第に都市形成史上に於ける經濟的因素の力が大きく評價されるに至つて來た。

勿論、都市發達史上、軍事據點の持つ意義は大いこの

ではあるが、このような場合にも經濟的因素の働きを無視するには出來ないであつた。そして又大陸の中世都市研究が進むにつれ、Maitland が非常に問題とした。

保有關係の錯雜性（彼の言葉を用ひれば、Tenorial Heterogeneity）は單にイギリスのみならず、廣くヨーロッパ一般に認められたことが明かとなつた。そして H. Pirenne やを中心とするヨーロッパ都市研究の新

らしい傾向に刺戟られて、經濟的因素を都市形成の第一次的動因となぞ見解が Carl Stephenson によって提

唱されたことは周知の如くである。⁽⁴⁾ 彼の説がどうまで事實に合致するかは今後の問題としても、この新しい。又重要な方向付けを含み、この限りでは、現今の研究者の何れもが承認やむ所である。彼の説に關する此以上の問題は別に稿を改めて論じたい。

(註一) Petit-Dutailis-Lefebvre; Studies and Notes Supplementary to Stubb's Constitutional History, p. 81.

(註二) M. Bateson; Records of Leicester, 3 Vols. 1899 ~1905.

Borough Customs, (Selden Society) 2 Vols. 1904~5.
(註三) H. Pirenne; "Les origines des institutions urbaines au Moyen Age". R. H. (1893), (1895).

(註四) C. Stephenson; Borough and Town—A Study of Urban Origins, 1933.

ン人征服以後の史料集成の事業がある。⁽³⁾ 一九一三年第一卷を出し、次いで第二卷は殆んど彼自身の手によつて完成されたが、中途にして没したため、Tait により完成せられ一九一三一年に公刊せられた。その後は Martin Weinbaum により事業を續けられ現在第三卷が公刊せられてゐる。

以上してノルマン朝以後の都市特許状などに研究の目が向けられた結果、ノルマン朝、アンジュー朝の都市政策についての研究が行はれた。⁽⁴⁾ この方面に於いて注目に價するのは、Carl Stephenson⁽⁵⁾ の業績である。

彼によつて明らかにされたことは、これらの諸王により borough がより完全に王權の下に——排他的に——組入れられて行つた過程である。此迄王は borough の行政權その他重要な權利を押へてゐたとは言く、都市領主の單なる一人にしか過ぎなかつたが、これらの商業の中心である borough に於いては、古く danegeld を

代つて（非封建的な）租稅の徵集が始まつたが、⁽⁶⁾ ブンリー二世により、この租稅が tallage の名の下に、王の舊直領地一般に行はれるに至る、borough は dominica の呼稱の下に統合せられ、一方、マナー領主權 (sokes) も次第に消滅したため、borough は全ての土地は王から socage の關係によつて保有せられてゐるのであるとの理論が展開されて來た。以上して tallage その他の負擔を擔ふために、borough に各種の特權が賦與されるに至つた、と言ふのである。

(6) と並んで、全く別の問題ではあるが、王の舊直領地に、出來得る限り農村聚落 (非 borough) に對して borough と同等な特權が賦與せられ、ハリに興味ある問題が起つて來る。このことば又、borough の概念に著しい混亂を生ぜしめるに至り、古くは、Maitland⁽⁷⁾ も注目したが、最近アメリカから舊王直領地一般についての良い研究⁽⁸⁾ が出てゐる。

の問題と並んで、London, Lincoln, Hereford の如き大都市や、その他の borough はヨーロッパ大陸的な Commune が存在したか否かの問題がある。この点は、H. Round が積極的に認めてもゐる所である。即ち、1110六年の文書を基として、この時期に彼は London 及 Rouen 型の Commune が存在したとし、これがヨーロッパの時代で存續したと考へてゐるが、

Mary Bateson, Charles Petit-Dutailly はこれを全面的に否定し、この考へ方が通説となつてゐる。しかし Unwin⁽¹⁾ がこの頃のよく知られてゐない Close Roll 中の史料によつて Commune の存在を考へたり、又、 Gross⁽²⁾ が 1110 年頃の Ipswich の特許状によつての都市に關して Commune の存在を立證したりして居り、問題は夫程簡単ではないよう思はれる。一般の史料に於いては Commune の存在に觸れる所のないことは事實である。ヨーロッパの特例が、特例を意味す

るものか、或は、史料に於いて特記してないのは、當時一般に暗黙の内に承認されてゐたことを意味するのか、直に斷定し得ない所であらう。都市行政機構の一層の研究、特に市長の性格の研究に期待すべき所があるようと思はれる。

次に borough 土地保有制に研究に少し觸れたい。この問題に於いては、今世紀の初め、M. Bateson⁽³⁾ がノルマン一小 bourg, Breteuil の研究によつて、初めてノルマンディー地方の制度の影響が立證せられ、又 Gross は、直接・間接に Bristol と關係ある約五〇の borough を検出し、この關係を間接に立證した。しかしの鑑證は稍慎重を缺く、Hemmeon⁽⁴⁾ によつて徹底的に批判せられ、現在では、Hemmeon の説が定説となつてゐて、イギリスの borough 及の土地保有に關しては、非ノルマンディー的要素の強いことが明らかにされた。

シト borough は關する幾多重要な問題に關する貴重の業績であるが、ハベド一應稿を終つた。最後に極めて最近までやられた都市關係の論述が記して置く。

J. W. Hill; Medieval Lincoln. (1948).

M. Weinbaum; The Incorporation of Boroughs.

(1955)

(註一) A. Ballard. English Borough Charters, Vol. I.

1042~1216, (1913).

A. Ballard, J. Tait.; English Borough Charters, Vol.

II. 1216~1307, (1923).

Martin Weinbaum; British Borough Charter, Vol.

III. 1307~1660, (1943).

(註二) 彼の歴史論文は翌年 Medieval Institutions として刊行される。

(註三) History of English Law. i. 384.

(註四) R. S. Hoyt; The Royal Demesne in English Constitutional History, (1950).

(註五) H. Round; Commune of London and other

Essays, (1899), p. 237.

(註六) E. H. R. xvii. 507~8.

(註七) Studies and Notes, p. 99.

(註八) Unwin; Finance and Trade under Edward III.

p. 13.

(註九) Gild Merchant, Vol. ii. pp. 116 ff.,

(註十) "The Law of Breteuil". E. H. R. (1910).

(註十一) Hemmeon; Burgage Tenure in England, (1914).